

京都府土地改良事業団体連合会 会員支援事業交付金交付要綱

平成 18 年 7 月 19 日
(最終改正 平成 29 年 4 月 1 日)

(趣 旨)

第 1 京都府土地改良事業団体連合会会長(以下「会長」という。)は、会員が自ら実施する事業に要する経費に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

(交付対象事業)

第 2 交付金の交付の対象となる事業は、別に定める。

(交付対象経費等)

第 3 交付対象経費等は、第 2 に規定する事業に要する経費のうち別に定める交付率により算定した額以内とする。ただし、交付金の額は第 2 に規定する事業ごとに別に定める額を限度とする。

(事業計画書)

第 4 交付金の交付を受けようとする会員は、別に定める期日までに事業計画書を提出しなければならない。

(申 請)

第 5 交付金の交付を申請しようとする会員は、交付申請書に収支予算書並びにその他の書類を添え、別に定める期日までに提出し、承認を受けなければならない。

(事業等の変更の申請)

第 6 第 5 の規定により承認を受けた事業について重要な変更を行う場合は、変更の内容及び理由を記載した書類を提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 7 事業が完了したとき又は会長が必要とするときは、実績報告書に事業報告書及び収支精算書並びにその他の書類を添えて、提出しなければならない。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 本要綱は、平成18年8月1日から施行し、平成18年度分の交付金から適用する。
- 2 「京都府21世紀土地改良区創造運動支援事業補助金交付要綱」及び「土地改良施設管理構想策定推進支援事業補助金交付要綱」は廃止する。
- 3 平成18年度においては、平成18年7月31日までに前号の補助金交付要綱に基づき申請のあったものは、本要綱の適用を受けるものとする。
- 4 本要綱は平成29年4月1日から適用する。

京都府土地改良事業団体連合会 会員支援事業交付金交付要領

平成 18 年 7 月 19 日
(最終改正 平成 29 年 4 月 1 日)

- 第 1 京都府土地改良事業団体連合会会員支援事業(以下「会員支援事業」という。)は、会員支援事業交付金交付要綱(以下「要綱」という。)によるほか、この要領によるものとする。
- 第 2 要綱第 2 に定める「交付金の交付の対象となる事業」は、別表のとおりとする。
- 第 3 要綱第 3 に規定する「別に定める交付率」及び「別に定める額」は、別表のとおりとする。
- 第 4 要綱第 4 に規定する「別に定める期日」は、次のとおりとする。
- ① ②及び③以外 事業実施前年度の 1 月 30 日
 - ② 別表の区分「土地改良施設支援」 事業実施前年度の 6 月 30 日
 - ③ 別表の区分「緊急支援」 随時
- 第 5 要綱第 4 に規定する「事業計画書」は、別記第 1 号様式のとおりとする。
- 第 6 要綱第 5 に規定する「交付申請書」は、別記第 2 号様式、「収支予算書」は、別記第 3 号様式とする。
- 第 7 要綱第 5 に規定する「その他の書類」は、別表のとおりとする。
- 第 8 要綱第 5 に規定する「別に定める期日」は、別表のとおりとする。
- 第 9 要綱第 6 に規定する重要な変更とは、実施内容の 30% 以上の変更もしくは交付金の増額を伴うものをいう。
また、「変更の内容及び理由を記載した書類」は、別記第 5 号様式とする。
- 第 10 要綱第 7 に規定する「実績報告書」は、別記第 8 号様式、「収支精算書」は、別記第 9 号様式とする。
- 第 11 要綱第 7 に規定する「事業報告書」は、事業計画書に準じたものとする。

第12 要綱第7に規定する「その他の書類」は、別表のとおりとする。

第13 会員支援事業の取扱細則は、別表のとおりとする。

第14 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 本要領は、平成18年8月1日から施行し、平成18年度分の交付金から適用する。
- 2 平成18年度においては、「京都府21世紀土地改良区創造運動支援事業補助金交付要綱」及び「土地改良施設管理構想策定推進支援事業補助金交付要綱」に基づき申請のあったものは、本要領の適用を受けるものとする。
- 3 本要領は平成29年4月1日から適用する。